2　変更内容

23ページ１段目、独立行政法人日本芸術文化振興会に係る「入札公告」第１号中、２の⑵中「「A」等級に格付けされている者」を「「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者」に、また同ページ４段目５の⑹ⓑ中「have the Grade A」を「have the Grade A, B or C」にそれぞれ変更します。

入札公告の取消

平成22年２月24日

大学共同利用機関法人

自然科学研究機構長　志村　令郎

◎調達機関番号　416　◎所在地番号　13

○第11号

平成22年１月26日付（号外政府調達第16号・126ページ）掲載第11号「すばる望遠鏡アーカイブシステム運用支援　一式」を取り消します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年２月24日

契約担当役

独立行政法人物質・材料研究機構

総務部参事役　真明　俊宏

◎調達機関番号　513　◎所在地番号　08

○第１号

1　工事概要等

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　総合研究棟（環境・ＷＰＩ棟）等建設工事

⑶　工事場所　独立行政法人物質・材料研究機構並木地区　茨城県つくば市並木１－１

⑷　工事概要　本工事は、物質・材料研究機構総合研究棟（環境・ＷＰＩ棟）等建設工事の施工を行うものである。プレキャストプレストレストコンクリート造・一部鉄筋コンクリート造及び鉄骨造、地上５階・塔屋１階、延床面積約13,500㎡。

⑸　工期　平成23年３月31日まで。

⑹　使用する主な資機材　コンクリート約12,520㎥、鉄筋約1,710ｔ、鉄骨約1,130ｔ、ガラス約6,630㎡

⑺　本工事は、入札時にＶＥ提案として施工方法等に関する提案（以下、「技術提案書」という。）を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式を実施する工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事は、競争参加資格確認資料の作成にあたって、設計業務成果を閲覧に供する工事である。

⑽　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。

⑾　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、入札日から過去２年間に70点未満の工事成績評定を通知された文部科学省、所管独立行政法人及び国立大学法人等が発注し完成した工事がある者に対して、現場代理人と監理技術者の兼務を認めないこととする対象工事である。なお、５⑹に定める監理技術者とは別に配置する技術者とも兼務を認めない。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている単体、二者又は三者により構成される特定建設工事共同企業体若しくは異工種建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

⑴　独立行政法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条第１項の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵　独立行政法人物質・材料研究機構契約事務細則第４条第２項の規定に該当しない者であること。

⑶　単体又は共同企業体の代表者は文部科学省において平成21・22年度「建築」、「電気」及び「管」工事の一般競争参加資格の資格（会社更生法に基づき更生開始の手続の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資格をいう。以下同じ。）を有する者であること。特定建設共同企業体の代表者以外の構成員については、「電気」、「管」に係る要件を除く。異工種建設共同企業体を構成する建設企業は、それぞれ実施を予定する工事種別の工事に係る参加資格の決定を受けていること。

次の各工事区分に携わる建設企業は、経営事項審査の総合評価値の評価点数がそれぞれ①から③までに示す点数以上であること。但し、特定建設共同企業体の代表者以外の構成員については、次の①の建築について1,250点以上であること。また、異工種建設共同企業体については、異なる工事種別の工事を実施する組合せであり、かつ評価点数がそれぞれ①から③までに示す点数以上であること。

①　建築　1,250点

②　電気　1,000点

③　管　950点

⑷　会社更生法に基づき更生開始の手続の申立をした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立をした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加資格の資格を有する者であること。

⑸　平成12年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす建築一式工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が40%以上の場合に限る。）また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。なお、共同企業体の代表者は施工能力が最大で、かつ、出資比率が共同企業体を構成する者の中で最も高い者とすること。

①　建築工事

特定建設共同企業体にあたっては、代表者が㋐の、他の構成員は㋑の施工実績を有すること。

㋐　単体又は共同企業体の代表者

１）建物用途　下記のいずれかに該当する施設

ａ．同種施設　試験・研究施設

ｂ．複合用途施設　「同種施設」と認められる部分が、「３）延床面積」以上ある施設

２）構造及び階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造、地上階数４以上

３）延床面積　10,000㎡以上

４）電磁シールド対策実験室面積（性能水準30dB以上）　100㎡以上

㋑　共同企業体の代表者以外の構成員

１）建物用途　㋐１）に同じ

２）構造及び階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造、地上階数２以上

３）延床面積　5,000㎡以上

４）電磁シールド対策実験室面積（性能水準30dB以上）　50㎡以上

②　電気工事

㋐　単体又は共同企業体の代表者

１）建物用途及び延床面積　①㋐１）及び３）に同じ

２）工事種目　受変電設備、中央監視制御設備、自家発電設備、動力設備、電灯設備及び火災報知設備

㋑　共同企業体の代表者以外の構成員

１）建物用途及び延床面積　①㋑１）及び３）に同じ

２）工事種目　②㋐２）に同じ

③　管工事

㋐　単体又は共同企業体の代表者

１）建物用途及び延床面積　①㋐１）及び３）に同じ

２）工事種目　空気調和設備（換気、自動制御設備等含む）、給水設備、排水設備及び消火設備

㋑　共同企業体の代表者以外の構成員

１）建物用途及び延床面積　①㋑１）及び３）に同じ

２）工事種目　③㋐２）に同じ